

平成21年度調査審議事項一覧(医療・福祉・労働部会)

所管省庁	要望事項	求める措置の具体的内容
厚生労働省	ナースプラクティショナー(専門性の高い職務が可能な看護師)の必要性	看護師がナースプラクティショナー養成コース(修士課程)を修了した場合に、一定の条件・範囲内で、診察・診療等を行うことを可能にする。また、同養成コースの学生がナースプラクティショナーとしての診察・診療等の実習を行う場合に、これを処罰の対象としないものとする。
厚生労働省	町家の空家を活用した旅館営業に係る玄関帳場等の構造設備基準の緩和	町家の空家を活用した旅館営業の場合、同一区域内の別敷地の事務所で、事業者が宿泊者全員との面接を行うことを条件に、当該事務所を玄関帳場に類する設備に当たるものとみなすことを可能にする。

評価・調査委員会による調査審議について

概要

評価・調査委員会においては、従来の特例措置の全国展開に係る評価に加え、未実現の提案のうち、経済的及び社会的に意義があるものについて、構造改革特区本部長の諮問に基づき、調査審議を行う。

調査審議する案件の選定の考え方

経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえてさらに検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものを選定する。

スケジュール

6月2日	評価・調査委員会への諮問
6月上旬～7月下旬	評価・調査委員会の各専門部会等において調査審議を実施
8月上旬	評価・調査委員会の調査審議意見とりまとめ
9月中旬頃	評価・調査委員会の調査審議意見に対する政府の対応方針を決定